

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	令和8年度 名古屋港清龍丸燃料購入(その3)
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官 中部地方整備局副局長 中原 正顕 愛知県名古屋市中区丸の内二丁目1番36号 NUP・フジサワ丸の内ビル
契約締結日	令和8年4月17日
契約の相手方の氏名及び住所	伊勢湾石油(株) 名古屋市港区港楽一丁目2番3号
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥24,860,000. -
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	¥24,860,000. -
随意契約によることとした理由	<p>本件は、当局所有の浚渫兼油回収船「清龍丸」(以下「船舶」という。)の燃料である重油を調達するものである。</p> <p>令和8年2月の米国・イスラエルによるイランへの軍事攻撃を皮切りに、中東情勢の混迷などにより原油価格の高騰が続いている中、令和8年3月18日に令和8年度名古屋港清龍丸燃料購入(4月分)の開札を行ったが、入札不調になった。また、令和8年4月2日に再公告を行ったが、競争参加希望者がいなかったため、船舶を運航するための燃料が確保できていない状況である。当該船舶については、令和8年3月31日に給油を行っているが、令和8年4月24日までに給油を実施しないと船舶の運航が停止する恐れがある。</p> <p>当該船舶は、浚渫兼油回収船として建造され、通常は名古屋港において港湾法第52条に基づく直轄工事の一環で航路の浚渫作業に従事し、大規模排出油事故が発生した場合、速やかに事故海域に向かい油回収作業できる体制を確保している。なお、油回収作業については、広範囲に拡散する前に回収体制を整える必要があり、全国を大型油回収船3隻で概ね48時間で現場に到着できる体制となっている。</p> <p>このため、燃料を確保できず、船舶の運航を停止せざるを得ない状況になった場合、航路浚渫が行えず事業進捗に遅れが生じることとなり、加えて、全国の油回収体制が維持できず、海洋汚染防止法第41条の2に基づく要請に対応できないため、緊急に燃料である重油を調達する必要がある。</p> <p>本件は緊急性を要することから通常の競争に付すことができないため、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定に基づき随意契約するものである。</p>
備 考	